

第二次福山市環境基本計画  
(第2期計画)

**2019年(平成31年)3月策定**

**2023年(令和5年)3月一部改定**

**2024年(令和6年)3月改定**

**福山市**



# ご あ い さ つ

本市では、2007年（平成19年）12月に制定した「福山市環境基本条例」に基づき、「福山市環境基本計画」を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進して参りました。

この間、自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化するとともに、本格的な人口減少や少子高齢化の進行など本市を取り巻く社会情勢が変化する中で、温室効果ガスの排出抑制や食品ロスの削減、プラスチックごみの削減・資源化、生物多様性の保全などの様々な環境問題が生じています。

2015年（平成27年）には、国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。我が国でも2020年（令和2年）10月の「2050年カーボンニュートラル宣言」を皮切りに、気候変動やエネルギーに関して各種法令や計画に位置付けられるなど、脱炭素に向けた動きが加速しています。

こうした中、本市は、2023年（令和5年）2月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざすこととしました。また、同年5月には、国から「SDGs未来都市」に選定され、多様な主体が参画し新たな価値を創造する「持続可能なまち」の実現をめざしていきます。

持続可能な社会を未来の世代に引き継いでいくためには、多様化する環境問題を迅速に解決していく必要があります。このたび現行計画を見直し、「第二次福山市環境基本計画（第2期計画）」を策定しました。

本計画に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、「みんなで創り 未来につなぐ 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 福山」の実現のため全力を尽くして参りますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、多大な御尽力や貴重な御意見を賜りました福山市環境審議会委員の皆様を始め、福山市地球温暖化対策協議会委員の皆様、貴重な御意見や御提言をいただいた市民、関係者の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

2024年（令和6年）3月

福山市長 枝広 直幹



# 目 次

## 第 1 章 計画の基本となる事項

第 1 節	計画の策定について	1
第 2 節	計画の位置付け	4
第 3 節	計画の期間	5
第 4 節	計画の対象範囲	6

## 第 2 章 めざす環境像及び基本目標

第 1 節	めざす環境像	7
第 2 節	基本目標	9

## 第 3 章 施策の展開

第 1 節	施策の体系	10
第 2 節	基本施策	
――	基本目標 1 脱炭素社会の構築（気候変動対策）	12
――	基本目標 2 循環型社会の構築	22
――	基本目標 3 地域環境の保全	28
――	基本目標 4 自然共生社会の構築	32
――	基本目標 5 持続可能な社会を担う人づくり	36
第 3 節	重点プロジェクト	39
第 4 節	地域の特徴に応じた個別施策の展開	50

## 第 4 章 市民・事業者に求められる取組

## 第 5 章 計画の推進

第 1 節	推進体制	55
第 2 節	計画の進行管理	56
第 3 節	多様な主体との連携	56
第 4 節	計画の見直し	56

## 参考資料

1	第二次福山市環境基本計画（第 1 期計画）の成果	58
2	本計画の策定体制	60
3	検討経過	61
4	福山市環境審議会	62
5	福山市地球温暖化対策協議会	67
6	福山市環境保全推進委員会	69
7	福山市の環境	71
8	アンケート調査結果の概要	82
9	福山市の環境政策の流れ	89
10	第二次福山市環境基本計画（第 2 期計画）（素案）についての意見募集	90
11	第二次福山市環境基本計画（第 2 期計画）と SDGs の関係について	91
12	福山市環境基本条例	92
13	環境指標一覧	96

# 第1章 計画の基本となる事項

## 第1節 計画の策定について

### 1 国際的な動向と国の動向

#### 【持続可能な開発（SDGs）】

1992年（平成4年）6月に、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された、環境と開発に関する国連会議（地球サミット）において、「環境と開発に関するリオ宣言」とその行動計画である「アジェンダ21<sup>\*1</sup>」が採択されました。この中で、持続可能な社会の実現には、地方公共団体が重要な役割を有し、市民、民間企業などと対話を行い、「ローカルアジェンダ21」に取り組むべきとされました。

その後、2000年（平成12年）の「ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）」の採択、2012年（平成24年）の国連持続可能な開発会議「リオ+20」を経て、2015年（平成27年）9月に、国連サミットで「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年（令和12年）までを期限とする17のゴールや、環境・経済・社会の三側面統合の概念などが示されました。

国は、2016年（平成28年）SDGs推進のための中長期戦略である「SDGs実施指針」を策定し、具体的な取組を加速させるため、「SDGsアクションプラン」を毎年策定しています。SDGsアクションプラン2023では、「人への投資」やグリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資を柱とする新しい資本主義のもと、民間の力を活用した社会課題解決を図るとともに、一極集中から多極化した社会をつくり、地域を活性化させることが重要であるとされています。

#### 【参考】SDGsにおける位置付け

本計画は、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標9「産業と技術革新の基礎をつくろう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標14「海の豊かさを守ろう」、目標15「陸の豊かさも守ろう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の目標に位置付けられ、この12の目標達成に向けて取組を進めていきます。

#### 【関連する目標】



<sup>\*1</sup> アジェンダ 21…「持続可能な開発」を実現するため、全世界が 21 世紀に向けて、実行すべき行動計画を具体的に示したものの。アジェンダとは、英語で「協議事項」の意。

### 【気候変動に関する動向】

1992年（平成4年）に、日本は大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択し、気候変動対策に世界全体で取り組んでいくことに合意しました。

2005年（平成17年）2月には、先進国に対し、拘束力のある削減目標を明確に規定した「京都議定書」が発行されました。具体的には、日本では2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の5年間で、温室効果ガスを1990年（平成2年）より6%削減することが明記されました。

2015年（平成27年）12月には、新たな国際枠組みとして「パリ協定」が合意されました。パリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ、2°Cよりも十分低く保ち、1.5°Cに抑えるよう努力する」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収を均衡させる」などが世界的な目標として定められています。

これらを受け、国は、2020年（令和2年）10月に2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」をめざすことを宣言しました。また、2021年（令和3年）6月に成立した「改正地球温暖化対策推進法」で、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営を促進することとしています。

また、従来の化石燃料中心の産業構造ではなく、クリーンエネルギーを主軸とする社会システムへと変革を図る「GX（グリーントランスフォーメーション）」が注目されています。国では、GXを実行するために必要な施策を検討するため、2022年（令和4年）7月にGX実行会議を設置しました。2023年（令和5年）2月に「GX実現に向けた基本方針～今後10年を見据えたロードマップ～」を閣議決定するなど、脱炭素・エネルギー安定供給・経済成長の同時実現に向けた取組が推進されています。

### 【循環型社会に関する動向】

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、既存の資源を有効活用しながら、サービス化などを通じ、付加価値を生み出す「循環経済（サーキュラーエコノミー）<sup>※2</sup>」という考え方が注目されています。また、循環経済への移行は、企業の事業活動の持続可能性を高めるため、アフターコロナにおける新たな競争力となる可能性を秘めており、様々なビジネスモデルの台頭が国内外で進んでいます。

### 【生物多様性に関する動向】

新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応した2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現をめざし、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略2023-2030」が掲げられました。

本戦略では、30by30<sup>※3</sup>の達成などの取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復させることや、自然資本を守り、生かすための社会経済活動の推進が求められています。

### 【国における環境基本計画の動向】

国は、環境政策の枠組みを構築するため、1993年（平成5年）11月に「環境基本法」を施行しました。この環境基本法の制定によって、初めて国全体の環境保全に関する施策の基本的方向を示す「第一次環境基本計画」を策定しました。

また、2018年（平成30年）4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、各地域がその特性を活かした強みを発揮する「地域循環共生圏」の創造などをめざし、環境・経済・社会の統合的向上などに取り組むこととしました。

※2 循環経済（サーキュラーエコノミー）…従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などをめざすもの。

※3 30by30…2030年（令和12年）までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年（令和12年）までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。

## 2 福山市における取組の推進

本市では、環境を守り育てるまちとして、1992年（平成4年）12月に「環境にやさしい都市宣言」を表明し、1995年（平成7年）3月には、地球環境問題の解決に向け、市民、事業者、行政が一体となって取り組むための行動指針「地球を守るわたしたちの行動～福山市地球環境保全行動計画～」を策定しました。

2007年（平成19年）12月には、環境の保全と創造について基本理念などを定めた「福山市環境基本条例」を制定しました。これに基づき、2009年（平成21年）3月には、本市で最初の「福山市環境基本計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました（2014年〔平成26年〕3月改定）。

また、2011年（平成23年）3月には、温室効果ガス排出抑制施策を総合的かつ計画的に行うため、「福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

2019年（平成31年）3月には、第一次計画の計画期間終了を受け、「第二次福山市環境基本計画」を策定しました。環境の保全及び創造に関する施策を体系化し、総合的かつ計画的に取り組んでいます。

2023年（令和5年）2月には、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざすことを表明しました。

5月には、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進し、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市である

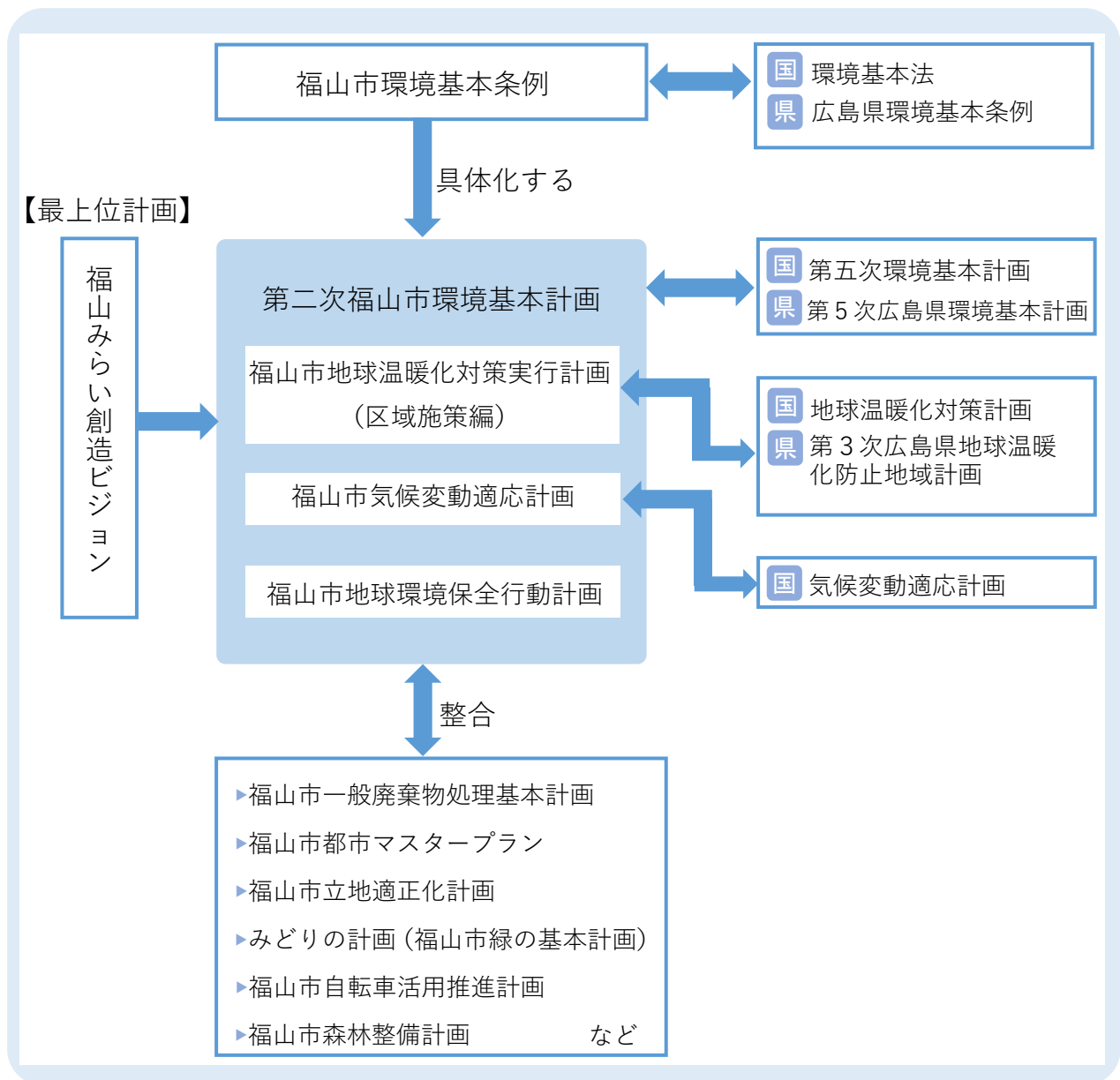
「SDGs未来都市」として国（内閣府）から選定され、“多様な主体が参画し、新たな価値を創造する「持続可能なまち」の実現”をめざしています。

## 3 第二次福山市環境基本計画（第2期計画）の策定主旨

第二次福山市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、2019年度（平成31年度）から2033年度（令和15年度）を計画期間として策定しています。本計画は、策定から5年ごとに、環境課題や社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に対応するために見直しを行うこととしています。今回の改定では、SDGsやカーボンニュートラルなどの最新の動向を踏まえ、今後に取り組むべき施策を「第2期計画」として定めました。

## 第2節 計画の位置付け

- 本計画は、「福山市環境基本条例」第9条に基づく計画です。
- 本市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」のうち、環境に関する分野を体系化し、具現化するものです。
- 本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や、「気候変動適応法」第12条に基づく「福山市気候変動適応計画」、本市の環境問題の解決に向けて、市民、事業者、行政が一体となって取り組むための行動指針「福山市地球環境保全行動計画」を包含するものとして策定するものです。

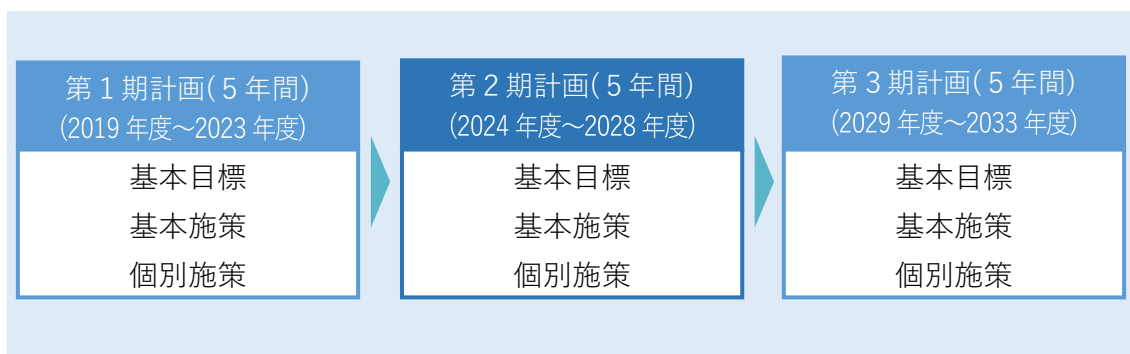




### 第3節 計画の期間

本計画（第2期計画）の計画期間は、環境の状況や社会情勢の変化、「福山みらい創造ビジョン」の改定などに柔軟に対応するため、2024年度（令和6年度）から2028年度（令和10年度）の5年間とします。

なお、本計画（第2期計画）のうち、基本目標1については、2050年カーボンニュートラルに向けた取組を早期に着手するため、2022年度（令和4年度）に改定を行い、2023年度（令和5年度）からの6年間で実施します。



#### 〔第2期計画の期間〕

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
基本目標1	改定	計画期間（6年間）							中期目標
基本目標2～5	改定	計画期間（5年間）							

## 第4節 計画の対象範囲

### 1 対象地域

本計画は、福山市全域を対象とします。

### 2 環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりです。

分野	対象
地球環境	気候変動，エネルギー，フロン など
資源循環	廃棄物，リサイクル など
生活環境・快適環境	大気，水質，騒音・振動，化学物質，緑地 など
自然環境	森林，農地，河川，海，動植物 など
環境行動	環境学習・環境教育，環境啓発 など

### 3 対象主体

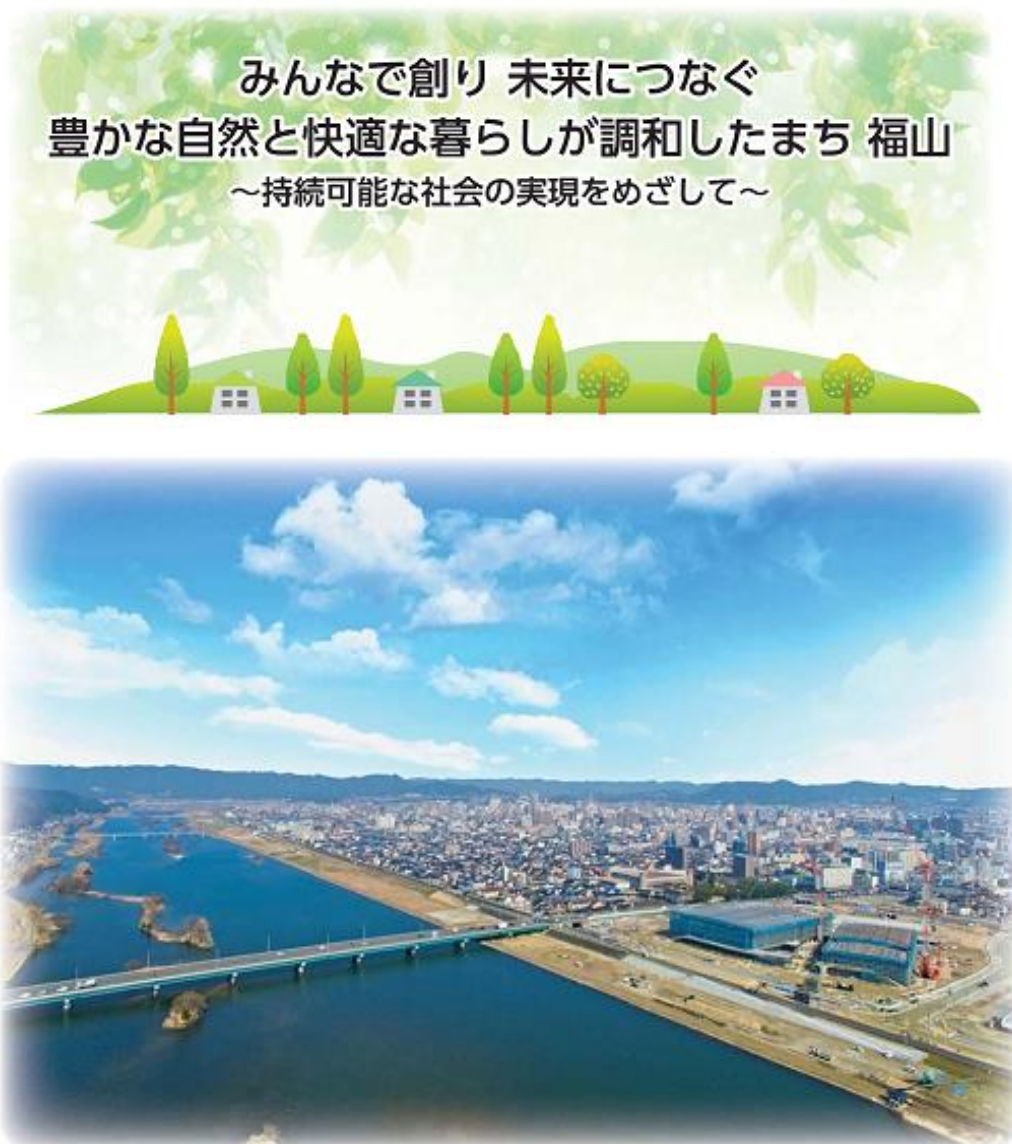
本計画の対象主体は、市民，事業者，行政とします。

## 第2章 めざす環境像及び基本目標

### 第1節 めざす環境像

めざす環境像とは、市民、事業者、行政に共通する長期的な目標として、将来の福山市のあるべき環境の姿を示すもので、次のとおりとします。

なお、めざす環境像は、期間を定めないこととします。



## 「めざす環境像」の言葉に込められた イメージは次のとおりです。

1

### みんなで創り

- 市民参加型の計画であることを表現しています。
- これまでの「協働」の取組を更に深めるとともに、市民や事業者など多様な主体と連携して、環境問題に取り組んでいく姿を「みんなで創り」と表しています。

2

### 未来につなぐ

- 大人も子どもも環境意識を持って積極的に参加したくなるようなイメージとしています。
- 環境基本条例の基本理念で示されている「健全で恵み豊かな環境の将来の世代への継承」を表しています。

3

### 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち

- 本市の豊かな自然環境や生き物を大切に、環境問題に積極的に取り組むことで、経済のほか、健康や福祉などの社会的課題も同時に解決されたまちの姿を表しています。
- 「調和」は、第一次計画の望ましい環境像の考え方を受け継いでいます。

## 第2節 基本目標

めざす環境像を達成するために、5つの基本目標を定め、各種施策を展開します。

### 基本目標 1

#### 脱炭素社会の構築(気候変動対策)【2023年(令和5年)3月改定】

あらゆる主体における温室効果ガスの排出が最小化され、気候変動による影響に適応した脱炭素型のまちをめざします。

### 基本目標 2

#### 循環型社会の構築

限りある資源が大切にされるとともに、3Rの取組が進むことで、廃棄物の発生が抑制された、環境への負荷が少ない資源循環型のまちをめざします。

### 基本目標 3

#### 地域環境の保全

大気や水環境の改善、環境美化活動、緑化が進み、良好な景観が形成された、快適に暮らせるまちをめざします。

### 基本目標 4

#### 自然共生社会の構築

里山・里地・里海が保全・回復し、緑豊かな山々や美しくきれいな海や川に囲まれ、多様な生物が生息した、豊かな自然と人が共生するまちをめざします。

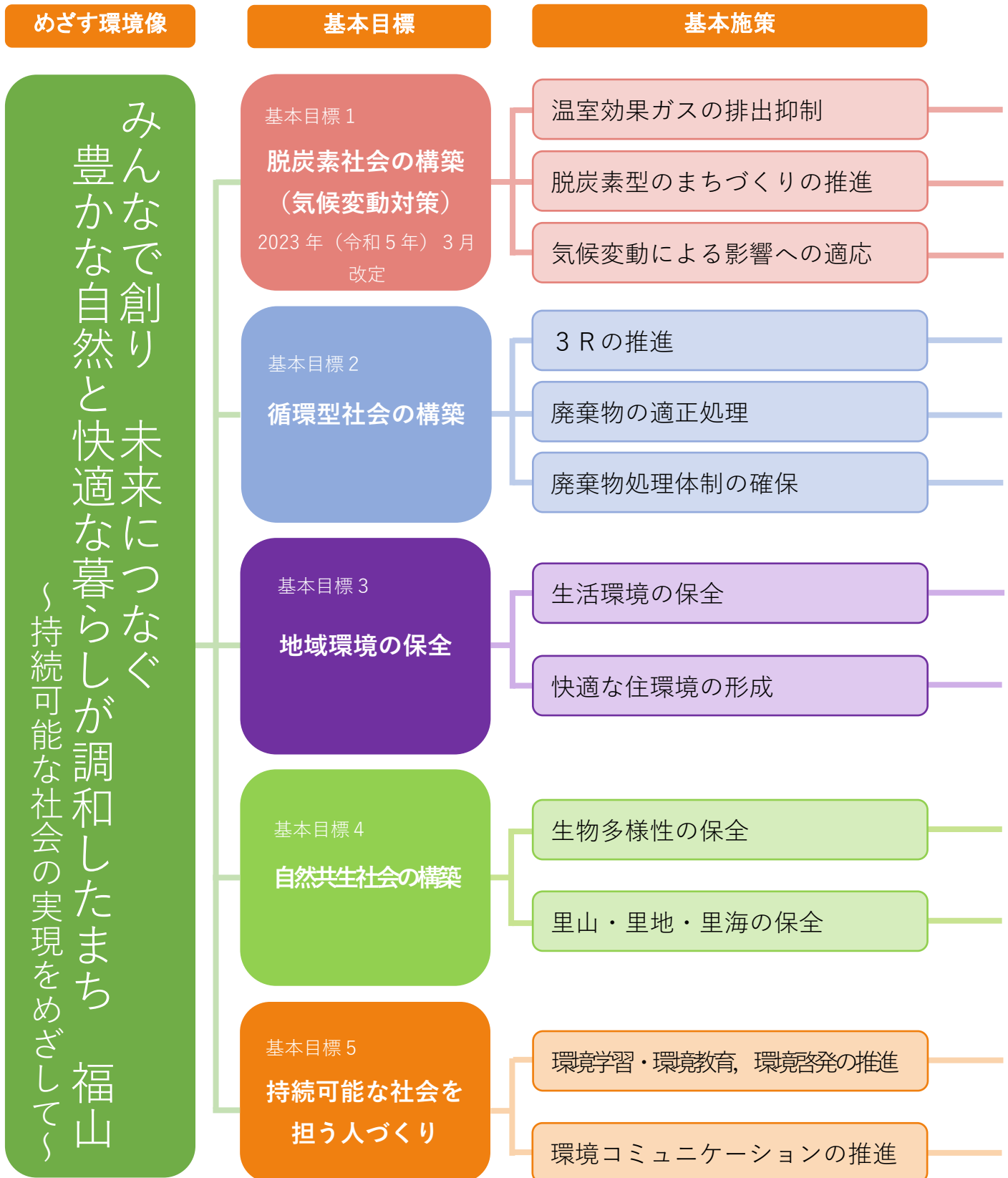
### 基本目標 5

#### 持続可能な社会を担う人づくり

環境について学び、触れ合う機会が充実することで、持続可能な社会を担う人が育成され、環境にやさしいライフスタイルや事業活動が定着したまちをめざします。

# 第3章 施策の展開

## 第1節 施策の体系



## 個別施策

- 省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギーの普及促進
- 環境にやさしいライフスタイル・事業活動の定着

- コンパクト・プラス・ネットワークの推進
- 次世代自動車・自転車利用の普及促進
- カーボンニュートラルポートの形成促進
- 温室効果ガス吸収源の確保

- 熱中症対策
- 感染症対策
- 水害・土砂災害対策
- 農作物・水産物への影響への対応

- 廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進
- 再生利用（リサイクル）の促進

- ごみの適正処理の推進
- 不法投棄対策

- 計画的な施設の整備・更新
- 最終処分場の確保
- 災害廃棄物処理体制の構築

- 大気・水・土壌環境の保全
- 騒音・振動，悪臭対策
- 化学物質による環境リスクの低減

- 環境美化の推進
- 都市景観の形成
- 緑地の保全・緑化の推進・都市公園の整備等

- 希少野生動植物の保護
- 外来生物対策

- 里山・里地の保全
- 里海の保全

- 環境学習・環境教育の推進
- 環境啓発の推進

- 環境コミュニケーションの推進

## 第2節 基本施策

### 基本目標 1 脱炭素社会の構築(気候変動対策)【2023年(令和5年)3月改定】

#### 1 温室効果ガスの排出抑制



#### ● 現状と課題

- 台風やゲリラ豪雨など自然災害が激甚化・頻発化しており、気候変動は、既に私たちの身近な生活に大きな影響を与える気候危機ともいえる状況になっています。仮に、対策を講じないまま今のペースで気候変動が深刻化した場合、21世紀の後半には国内で様々な影響が生じることが予測されています。例えば、暑熱による死亡リスクや熱中症リスクの上昇、異常気象による農業不作や洪水・土砂災害の増加、海水温の上昇による自然生態系への影響及び水産資源の流動による水産業の不振などが懸念されており、特に、猛暑や豪雨、降水の日数は、全国のほとんどで増加するとされています。
- 2015年(平成27年)12月、COP21<sup>※4</sup>において、2020年(令和2年)以降の気候変動対策の新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が合意されました。この協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べ2°Cよりも十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力の追求」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」などを世界的な目標として決めました。
- 2020年(令和2年)10月、政府は、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」をめざすことを宣言しました。また、2021年(令和3年)6月に成立した「改正地球温暖化対策推進法」においては、2050年までのカーボンニュートラルの実現が示され、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させるとともに、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や企業の脱炭素経営を促進することとしています。
- 本市では、2011年(平成23年)3月に策定した「福山市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を、2019年(平成31年)3月に「第二次福山市環境基本計画」へ包含し、施策の改善などを行いながら、市域から排出される温室効果ガスの排出抑制などに取り組んできました。市内の温室効果ガスの排出量は、やや減少の傾向は見られていますが、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、より一層の取組が必要な状況にあります。
- 気候変動の影響が既に現れ始めており、温室効果ガスの更なる排出抑制に向け、市民、事業者、行政が一体となって、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及促進などに取り組む必要があります。

※4 COP21…COP:Conference of Parties の略。気候変動枠組条約第21回締約国会議のこと。



- 施策の方向性.....  
市民、事業者、行政が一体となって、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入などに取り組み、温室効果ガスの排出を抑制します。

● 本市の温室効果ガス削減目標.....

環境指標	基準年度 (2013年度)	目標
温室効果ガス 排出量	計画目標 (2028年度)	28,345 千 t-CO <sub>2</sub> ▶ 31%削減
	中期目標 (2030年度)	28,345 千 t-CO <sub>2</sub> ▶ 39%削減
	長期目標 (2050年)	28,345 千 t-CO <sub>2</sub> ▶ カーボンニュートラル

● 本市の部門別の温室効果ガス削減目標.....

環境指標	基準年度 (2013年度)	計画目標 (2028年度)	中期目標 (2030年度)	(千 t-CO <sub>2</sub> )
				対基準年度 中期削減目標
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	27,902	19,195	16,962	▲39%
産業部門	24,922	17,390	15,451	▲38%
業務その他部門	709	451	347	▲51%
家庭部門	920	389	313	▲66%
運輸部門	1,122	823	729	▲35%
エネルギー転換部門	229	142	122	▲47%
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	281	252	239	▲15%
二酸化炭素以外のガス	16	15	15	▲6%
メタン	30	26	25	▲17%
代替フロンなど4ガス	116	80	57	▲51%
総排出量	28,345	19,568	17,298	▲39%

【参考】本市の目標年度における排出量及び削減

- 2030年度（令和12年度）まで、現況のまま追加的な対策を講じない場合（現状趨勢〔BAU〕）の将来予測を行いました。
- 電力排出係数は、中国地方における発電事業者の現状と実情を踏まえ、削減量を見込んでいます。
- 本市を含めたあらゆる主体により取り組むべき領域は、「省エネ対策など（18.2%）」になります。

表1 目標年度における排出量及び削減率

(千 t-CO<sub>2</sub>)

区分	基準年度 (2013年度)	目標年度(2030年度)					
		排出量 ①	排出量見込 ②	排出量増減 (削減割合) (②-①)	[削減量内訳]		
					現状趨勢 (BAU)	電力排出 係数	省エネ 対策等
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	24,922	15,451	▲9,471 (▲38%)	▲4,000	▲1,234	▲4,237	
産業部門	24,922	15,451	▲9,471 (▲38%)	▲4,000	▲1,234	▲4,237	
業務その他部門	709	347	▲362 (▲51%)	+122	▲449	▲35	
家庭部門	920	313	▲607 (▲66%)	▲235	▲224	▲148	
運輸部門	1,122	729	▲393 (▲35%)	+96	▲7	▲482	
エネルギー転換部門	229	122	▲107 (▲47%)	▲14	—	▲93	
非エネルギー起源CO <sub>2</sub>	281	239	▲42 (▲15%)	+7	—	▲49	
二酸化炭素以外のガス	162	97	▲65 (▲40%)	+49	—	▲114	
削減目標合計 (削減割合)	28,345	17,298	▲11,047 (▲39%)	▲3,975 (▲14.0%)	▲1,914 (▲6.8%)	▲5,158 (▲18.2%)	

【参考】本市の温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス排出量の推移は、2018年度（平成30年度）において27,801千t-CO<sub>2</sub>であり、ほぼ横ばいで推移しています。

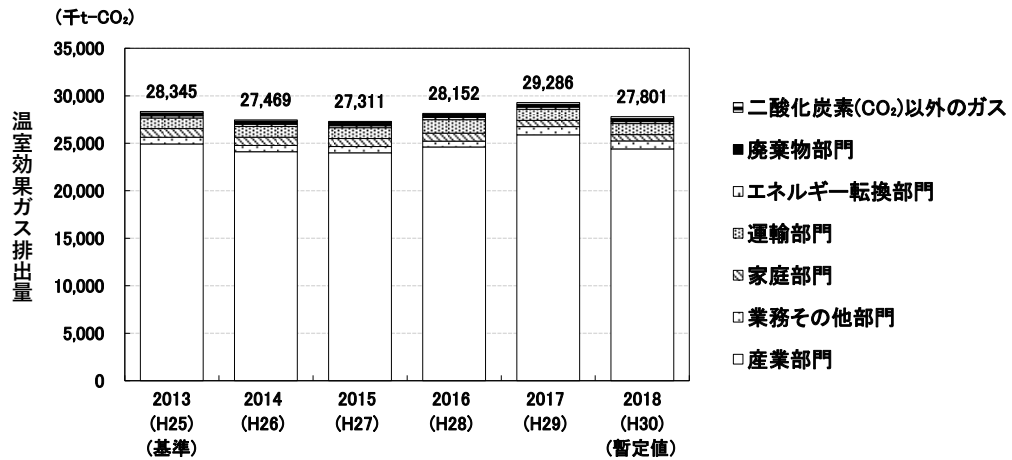


図1 本市の温室効果ガス排出量の推移

【参考】国と本市の削減目標の違いについて

- 国は、温室効果ガス排出量を2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46.0%減としています。国における産業構造の部門別のCO<sub>2</sub>排出割合や温室効果ガスの種類ごとの目標削減率を本市の排出量にあてはめた場合、市全体としての温室効果ガス排出量の削減率は、39.0%になります。
- 国の削減率である46%を下回るのは、国全体と本市の産業構成比が異なっていることによるものです。

表2 国の温室効果ガス別その他の区分ごとの目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位: 億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率
		<b>14.08</b>	<b>7.60</b>	<b>▲46%</b>
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	産業	12.35	6.77	▲45%
	業務その他	4.63	2.89	▲38%
	家庭	2.38	1.16	▲51%
	運輸	2.08	0.70	▲66%
	エネルギー転換	2.24	1.46	▲35%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O	1.06	0.56	▲47%	
HFC等4ガス(フロン類)	1.34	1.15	▲14%	
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	
吸収源	-	-	▲0.48	-
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。		

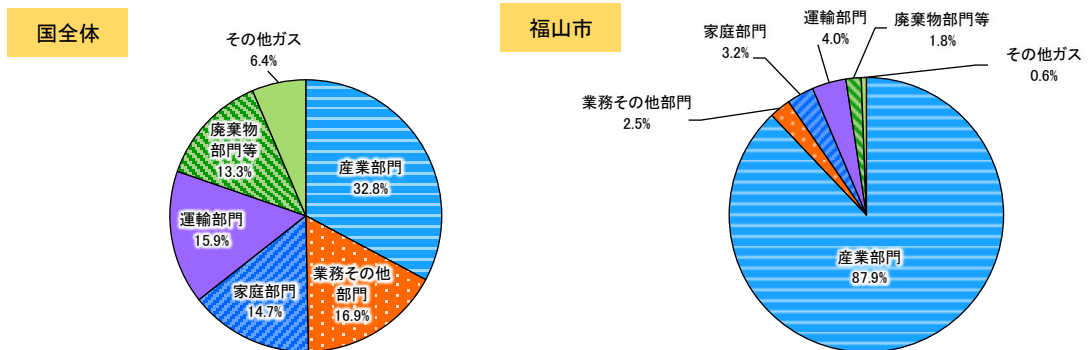


図2 2013年度（平成25年度）の温室効果ガス排出量の構成比（左：国全体，右：福山市）

●再生可能エネルギーの導入目標(中期目標).....

環境指標	現状 (2021年度)	計画目標 (2028年度)	中期目標 (2030年度)
再生可能エネルギー発電設備 導入容量	254MW	842MW	1,034MW

【参考】再生可能エネルギー導入ポテンシャルについて

① 温室効果ガス排出量の削減に向けて

- 本市は、市民、事業者に対する情報発信などによる意識啓発や様々な支援、取組により、市域全体のカーボンニュートラルの実現に向けた機運の醸成を行います。また、行政自ら省エネの推進や再生可能エネルギーの導入などによって、事業活動に伴って排出される温室効果ガスの削減を行います。

② 再生可能エネルギーの導入目標の考え方

- 再生可能エネルギーの導入目標は、本市の再生可能エネルギーの種類ごとの導入ポテンシャルや国の第6次エネルギー基本計画を踏まえた目標として設定しました。

- 本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの多くは、太陽光発電です。建物や土地など、導入の範囲が広いことに加え、発電コストも火力発電と比較して遜色がないといった特徴を有しています。周辺環境への影響に配慮しながら、住宅やビル、工場の屋根、用地など、様々な場所に太陽光発電システムを普及させることで、目標の達成をめざします。

- 住宅などへの太陽光発電システムの導入には、単純に購入して設置する以外に、PPA<sup>※5</sup>事業やリースなどにより、初期費用なしで設置することも可能です。本市は、市民、事業者のそれぞれにおいて導入が促進されるよう、様々な取組を行います。

③ 2050年の太陽光発電に係る将来像

- 2050年のカーボンニュートラルが実現された将来では、戸建住宅をはじめとする様々な建築物に太陽光発電システムが設置され、環境にやさしい電気を使用しています。



図3 本市の太陽光発電の導入ポテンシャルマップ

※5 PPA…Power Purchase Agreementの略。電力販売契約のこと。PPA事業者が、需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用し、発電した電気は、設置したPPA事業者から需要家が購入し、その使用料を支払うもの。

## 施策の内容

### 1 省エネルギーの推進

#### ア 建築物の省エネ化

- LED 照明や BEMS<sup>※6</sup>、高断熱化、コージェネレーション<sup>※7</sup>などの導入促進により、エネルギー消費性能の優れた建築物を普及します。
- 長期優良住宅・低炭素建築物・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定などにより、エネルギー消費性能の優れた建築物を普及します。
- 建築物の ZEH<sup>※8</sup>/ZEB<sup>※9</sup>化の導入を促進します。

#### イ 物流の脱炭素化

- 宅配便の再配達削減などによる輸送の効率化や物流施設の省エネ化を促進します。

#### ウ 省エネ技術の開発

- 中小企業などにおける新たな環境技術や環境製品の開発を進めるため、産学金官民の連携などによる研究開発を支援します。

### 2 再生可能エネルギーの普及促進

#### ア 太陽エネルギーの利用促進

- 太陽光発電システムのほか、蓄電池などを設置することにより、災害時のレジリエンス強化や住宅などにおけるエネルギーの自家消費を促進します。  
<重点プロジェクト 1, P40 参照>

#### イ 未利用エネルギーの利用促進

- 廃棄物や下水汚泥、木質などのバイオマスエネルギーの利用を促進します。  
<重点プロジェクト 4, P46 参照>
- 地中熱や排熱などの未利用エネルギーの利用を促進します。

#### ウ エネルギーの地産地消の推進

- 市内でつくった再生可能エネルギーを市内で消費する、エネルギーの地産地消を推進します。  
<重点プロジェクト 2, P42 参照>

※6 BEMS…Building Energy Management System(ビルエネルギー管理システム)の略。室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。

※7 コージェネレーション…天然ガス、石油、LP ガスなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。これにより、熱と電気を無駄なく利用することができる。

※8 ZEH…Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略。高断熱・高气密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電システムなどでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。

※9 ZEB…Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。

### 3 環境にやさしいライフスタイル・事業活動の定着

#### ア 環境負荷の少ない事業活動の促進

- 徹底した省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの活用，環境負荷の低減に寄与する製品・サービスの提供など，環境に配慮した事業活動を促進します。
- 二酸化炭素排出係数が小さく，再生可能エネルギーの電源比率が高い電力の契約を促進します。

#### イ 環境にやさしいライフスタイルの定着

- クールビズやウォームビズ，エコドライブなど，COOL CHOICE（賢い選択）<sup>※10</sup>による脱炭素型ライフスタイルへの転換を推進します。
- 省エネルギーや省資源など，環境にやさしい取組について，分かりやすい情報発信に取り組みます。
- 福山市次世代エネルギーパークの活性化に向け，再生可能エネルギーや省エネルギーなどの必要性などについて，市民，事業者が，見て，触れて，理解が増進する取組を推進します。＜重点プロジェクト5，P48 参照＞

#### ウ 地産地消の推進

- 産直市や学校給食への出荷促進などにより，フードマイレージ<sup>※11</sup>の考え方で，農林水産物の地産地消を推進します。

※10 COOL CHOICE(クール・チョイス)…温室効果ガスの排出量削減のために，脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買替え」，「サービスの利用」，「ライフスタイルの選択」など，日々の生活の中で，あらゆる「賢い選択」をしていくこと。

※11 フードマイレージ…食料の輸送距離のことで，距離が短いほど温室効果ガス排出量が少なくなる。「食品の重量」×「輸送距離」で表す。

## 2 脱炭素型のまちづくりの推進



### ●現状と課題

- 国は、都市の脱炭素化を進めるため、都市構造を従来の拡散型から転換し、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、貨物運送の合理化などを進めることで、日常生活に伴う移動や都市内物流に係るエネルギー使用の削減につながるまちづくりを進めています。  
また、エネルギーの大量消費拠点であり、臨海部産業の拠点となっている港湾について、水素・アンモニアなどの大量・安定・安価な輸入・貯蔵などを可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携などを通じて、カーボンニュートラルポート<sup>※12</sup>の形成を進めています。
- 本市では、脱炭素型のまちづくりを進めるため、公共交通機関の利用促進や自転車利用環境の整備などを行ってきました。また、2020年（令和2年）4月に「福山市立地適正化計画」を策定し、2050年（令和32年）の都市の姿を見据えた誘導区域や誘導施設等の指定などを行いました。
- 今後は、脱炭素型のまちづくりを進めるため、中心部や地域の拠点に都市機能を集約し、その周辺に歩いて暮らせるまちを形成し、拠点相互を公共交通機関などで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを進めるほか、公共交通機関や自転車の利用促進などを行っていく必要があります。

### ●施策の方向性

都市機能を集約し、環境負荷の少ない交通の利用を促進するとともに、カーボンニュートラルポートの形成を促進することで、脱炭素型のまちづくりを推進します。

※12 カーボンニュートラルポート…物流拠点かつ様々な企業が立地する臨海部において、環境負荷の少ない船舶や荷役機械などの導入、港湾における水素・アンモニアなどの次世代エネルギーの受入れや企業での利活用などを通じて、温室効果ガスの排出を実質ゼロにすること。

## 施策の内容

### 1 コンパクト・プラス・ネットワークの推進(都市機能の集約の促進・歩いて暮らせるまちづくり・公共交通機関の利用促進など)

#### ア 都市機能の集約の促進

- 中心部や地域の拠点に都市機能を集約し、その周辺に歩いて暮らせるまちを形成し、拠点相互を公共交通機関などで結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを推進します。

【関連計画：福山市立地適正化計画】

#### イ 公共交通機関の利用促進

- 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築や、公共交通の利便性の向上に取り組むなど、バスや鉄道などの地域公共交通の利用を促進します。  
<重点プロジェクト1, P40 参照>

(参考) 公共交通機関利用者数： 15,509 千人／年 (2021 年度)  
19,562 千人／年 (2028 年度)

- 地域交通の脱炭素化に寄与する、排気ガスを出さないグリーンスローモビリティ<sup>※13</sup>の導入を促進します。

### 2 次世代自動車・自転車利用の普及促進

#### ア 次世代自動車の普及促進

- 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの環境性能に優れた次世代自動車の普及を促進します。
- 次世代自動車の普及に合わせて、充電設備などの導入を促進します。

#### イ 自転車利用の促進

- 自転車通行空間や自転車駐車場等の環境整備などにより、自転車利用を促進します。  
<重点プロジェクト1, P40 参照>

【関連計画：福山市自転車活用推進計画】

### 3 カーボンニュートラルポートの形成促進

- 福山港におけるカーボンニュートラルポートの形成を促進します。  
<重点プロジェクト1, P40 参照>

### 4 温室効果ガス吸収源の確保

- 環境貢献林整備や里山林整備などにより、森林の適正管理を行い、温室効果ガスの吸収源や水源涵養などの機能を維持します。

【関連計画：福山市森林整備計画】

(参考) 森林における二酸化炭素吸収量： 39.6 千 t-CO<sub>2</sub>/年 (2030 年度)

- 藻場・浅場などの適正な管理により、海洋生態系における吸収源の確保に向けた仕組みづくりに取り組めます。  
<重点プロジェクト1, P40 参照> <重点プロジェクト4, P46 参照>

※13 グリーンスローモビリティ…時速 20km 未満で公道を走ることができる、電動車を活用した小さな移動モビリティのこと。

### 3 気候変動による影響への適応



#### ●現状と課題

- 2021年（令和3年）8月に公表されたIPCC<sup>※14</sup>第6次評価報告書では、次のことが示されています。
  - ・人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと。
  - ・大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること。
  - ・気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加など）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大すること。
- 国は、2018年（平成30年）6月に、気候変動適応法を制定し、2021年（令和3年）10月に、「気候変動適応計画」を閣議決定するなど、気候変動適応に関する施策を推進しています。
- 本市では、水害・土砂災害対策として、河川・水路改修や排水機整備、急傾斜地の崩壊防止施設などの整備を行うほか、熱中症対策として、民間企業と連携し、子どもや高齢者を対象にした熱中症予防の啓発などに取り組んでいます。
- 気候変動による影響により、農作物の品質の低下や海水温上昇によるノリ養殖生産量の減少、水害・土砂災害を起こし得る大雨の増加、夏季の熱波の頻度の増加などのおそれがあることから、温室効果ガスの排出抑制などを行う「緩和」に全力で取り組むことはもちろん、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることも重要です。

#### ●施策の方向性

水害・土砂災害対策、熱中症対策など、気候変動による影響への適応を推進します。

環境指標	現状 (2021年度)	計画目標 (2028年度)
都市浸水対策達成率 <sup>※15</sup>	55.1%	▶ 58.7%

※14 IPCC…Intergovernmental Panel on Climate Change（気候変動に関する政府間パネル）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年（昭和63年）に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された機関のこと。

※15 都市浸水対策達成率…「整備済面積」/「市街地で雨水対策が必要な面積」で表す。



## 施策の内容

### 1 熱中症対策

#### ア 熱中症予防

- 学校や保育所，自治会（町内会），民間企業と連携し，熱中症警戒アラートを活用した注意喚起や，エアコンの適正利用などの熱中症予防行動の普及啓発に取り組みます。

#### イ ヒートアイランド対策

- 市街地の緑化や道路植栽を進めるとともに，水辺を活用することで，水とみどりのネットワークを形成し，都市全体の気温上昇の軽減に取り組みます。

### 2 感染症対策

- 蚊やダニ媒介感染症に関する知識や予防対策の普及啓発を行い，感染症発生の予防とまん延の防止に取り組みます。

### 3 水害・土砂災害対策

#### ア 浸水・土砂災害対策

- 河川・水路改修や排水機整備などにより，豪雨による浸水被害の軽減に取り組みます。
- 急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設などの整備により，土砂災害の未然防止に取り組みます。

#### イ 防災活動の促進

- 災害時における被害の軽減を図るため，自主防災組織の持続的な運営，強化を支援するとともに，地域における相互協力を促進します。

### 4 農作物・水産物への影響への対応

- 気候の変化に対応した，栽培技術指導を行います。

1 3Rの推進



● 現状と課題

- 大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、ごみ処理に伴う大量の温室効果ガスの排出や大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題と密接に関係しています。
- 資源・エネルギーや食糧需要の増大、廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行をめざすこととなっています。
- 国は、循環型社会推進に関する各種制度のもと、各主体（行政・国民など）の協働により3R及び循環経済の実績を積み上げてきました。2021年（令和3年）3月に環境省と日本経済団体連合会は、循環経済の取組を加速化させるために官民連携による「循環経済パートナーシップ<sup>※16</sup>」を発足しました。
- 本市のごみ排出量は、近年減少傾向にあり、2022年度（令和4年度）は家庭系ごみ、事業系ごみ共に減少しました。また、リサイクル率については、RDF<sup>※17</sup>事業などにより、全国や県平均より高い水準を維持しているものの、横ばいとなっています。また、2022年度（令和4年度）からは、紙類の収集を全市に広げ、更なるリサイクル率の向上に努めています。
- 今後、3R（ごみの発生抑制〔リデュース〕・再使用〔リユース〕・再利用〔リサイクル〕）の取組を充実するとともに、海洋ごみ問題に対応するため、プラスチックごみ対策などを一層強化していく必要があります。

● 施策の方向性

脱炭素社会、循環経済の充実に向け、これまでの3R（リデュース、リユース、リサイクル）をより一層推進します。

環境指標		現状 (2022年度)	目標 (2025年度)
ごみ排出量	総量	145,378t/年	142,000t/年 <sup>注)</sup>
	1人1日当たり	867g/人・日	842g/人・日 <sup>注)</sup>
リサイクル率		44.1%	19% <sup>注)</sup>

注) 福山市一般廃棄物処理基本計画の数値目標

※16 循環経済パートナーシップ…循環経済の流れが世界的に加速化する中で、国内の企業を含めた幅広い関係者の循環経済への更なる理解醸成と取組の促進をめざして、官民連携を強化することを目的としているもの。

※17 RDF…Refuse Derived Fuel(ごみ固形燃料)の略。可燃ごみのほぼ50%を占める水分を乾燥し、石灰を混合、圧縮成形し、固形化したもの。石炭と同程度の熱量を持ち、発電燃料として燃焼することにより、ダイオキシン類などの有害物質の発生を低く抑えることができる。

### 1 廃棄物の発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の促進

#### ア 家庭ごみの発生抑制

- マイバッグの利用のほか、食べきりや水切りの徹底、食品ロス削減（フードドライブなど）の取組などにより、家庭ごみの減量に取り組めます。

【関連計画：福山市食育推進計画 2024】

#### イ 事業系廃棄物の発生抑制

- 生産販売在庫管理の徹底や過剰包装の抑制、食品ロス削減の取組などにより事業系廃棄物の減量を促進します。

#### ウ 再使用の促進

- リユースショップやフリーマーケットの活用などにより、不用家具や子育て用品、衣類などの再使用を促進します。

### 2 再生利用(リサイクル)の促進

#### ア 資源回収・拠点回収の充実

- 自治会（町内会）などが行う資源回収の取組を支援するほか、事業者と連携した拠点回収の取組を促進します。

#### イ 資源化ルートの確保

- 紙ごみや衣類などの資源回収の取組を充実するほか、小型家電などのリサイクルの拡大に取り組めます。

【関連計画：福山市一般廃棄物処理基本計画】

#### ウ プラスチックごみのリサイクルの推進

- プラスチックごみの分別収集や再商品化の方向性などを検討し、プラスチックごみの削減とリサイクルを推進します。＜重点プロジェクト2，P42参照＞

## 2 廃棄物の適正処理



### ●現状と課題

- 廃棄物の適正処理は、生活環境の保全や公衆衛生の向上の観点から不可欠であり、今後も更に推進していく必要があります。
- 国内の廃棄物処理を取り巻く状況は変化しつつあります。人口減少に伴って、一般廃棄物の量は減少傾向にありますが、廃棄物の処理業に関わる担い手不足も生じています。また、超高齢社会等に対応した新たな廃棄物処理体制の構築を進めている自治体もあります。
- 本市では、ごみ分別ガイドブックの配布や出前講座などを通して、家庭ごみの分別方法を周知するとともに、事業者に対しては、研修会の実施や監視、指導などにより、廃棄物の適正処理を推進しています。
- 今後、廃棄物の適正処理を推進するため、ごみの分別方法の周知や不法投棄の監視のほか、廃棄物の適正処理を担う人材育成、超高齢社会等に対応した廃棄物処理体制を構築する必要があります。

### ●施策の方向性

超高齢社会等に対応した廃棄物処理体制の構築など、廃棄物の適正処理を推進します。

環境指標	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
監視パトロール実施件数	60回/年	▶ 96回/年
不法投棄通報件数	68件/年	▶ 50件/年

### 1 ごみの適正処理の推進

#### ア 家庭ごみの適正処理の推進

- ごみの分別方法を周知し、プラスチックごみや廃家電などの家庭ごみの適正処理を推進します。
- 事業者などと連携し、受入れが困難な家庭ごみの処理ルートを確保します。

#### イ 事業系廃棄物の適正処理の推進

- 講習会の実施などにより、廃棄物の適正処理を担う人材を育成します。
- 事業者への監視・指導などにより、事業系廃棄物の適正処理を推進します。

#### ウ 超高齢社会等に対応した廃棄物処理体制の構築

- ごみの分別やごみ出しなどについて、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせるようごみの処理体制を構築します。＜重点プロジェクト2，P42参照＞

### 2 不法投棄対策

- 監視カメラや啓発看板などの設置のほか、関係機関と連携して、車両や船舶などによる監視活動を行います。

【関連計画：福山市一般廃棄物処理基本計画】

### 3 廃棄物処理体制の確保



#### ● 現状と課題

- 一般廃棄物における最終処分場の確保は全国的に困難な状況にあり、一層のごみの減量化と再資源化などにより、最終処分場の延命化が求められています。
- 国の「廃棄物処理施設整備計画」では、将来にわたって廃棄物の適正な処理を進めるため、施設の長寿命化・延命化、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良などについて示されています。
- 2024年度（令和6年度）から稼働するふくやま環境美化センターでは、燃やせるごみ等を焼却し、発電するとともに、焼却残さとなる灰を全量資源化することとしています。
- リサイクル工場などの中間処理施設やし尿処理施設の老朽化が進んでおり、設備等を計画的に更新する必要があります。
- 毎年のように甚大な被害をもたらす大規模災害に対し、本市でも災害時に大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に運搬・処理できる体制を構築しておく必要があります。

#### ● 施策の方向性

最終処分場を延命化するとともに、災害廃棄物の適正処理を視野に入れた廃棄物処理施設の計画的な整備・更新を推進します。

環境指標	現状 (2022年度)	目標 (2025年度)
最終処分量	15,169t/年	5,900t/年 <sup>注)</sup>

注) 福山市一般廃棄物処理基本計画の数値目標

## 施策の内容

### 1 計画的な施設の整備・更新

- ふくやま環境美化センターの整備をはじめ、中間処理施設やし尿処理施設の長寿命化など、安定的かつ強靱な廃棄物処理体制を構築します。

### 2 最終処分場の確保

- ごみの減量化やリサイクル率向上の取組のほか、焼却残さの再資源化を進めるなど、最終処分場の延命化に取り組みます。

### 3 災害廃棄物処理体制の構築

- 震災などの大規模災害において、災害廃棄物を迅速に運搬・処理できるよう、事前に計画などを定めるとともに、国や県、周辺市町のほか、事業者との応急体制を構築します。

【関連計画：福山市災害廃棄物処理計画】

【関連計画：福山市一般廃棄物処理基本計画】

## 基本目標 3 地域環境の保全

### 1 生活環境の保全



#### ●現状と課題

- 国内では、生活環境に関わる項目における環境基準の達成状況は概ね改善傾向にありますが、光化学オキシダントなどの大気環境の課題のほか、閉鎖性水域の水環境の課題、重金属などによる土壌汚染、建築物中の石綿（アスベスト）などの課題が一部の地域で残されています。
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出、難分解・高蓄積性の有害化学物質による世界規模で重要な影響を与えるような汚染による影響も懸念されています。
- 本市の大気環境については、市内8か所において、大気汚染物質の常時監視の実施や大気汚染防止法・県条例及び協定に基づく立入検査などにより、大気汚染物質の削減に向けた取組を行っています。近年は微小粒子状物質（PM2.5<sup>※18</sup>）が環境基準を達成するなど改善傾向ですが、大気汚染物質である光化学オキシダントについては、環境基準を達成していません。
- 芦田川の水環境については、計画的な下水道整備やみなし浄化槽から浄化槽への転換、啓発活動などの生活排水対策の推進により、大幅に水質が改善しており、近年は環境基準前後で推移しています。
- 今後も、工場・事業場の監視、指導や市民啓発などにより、生活環境の保全に取り組むとともに、新たな環境課題に適切に対応していく必要があります。

#### ●施策の方向性

工場・事業場の監視・指導や市民啓発などにより、大気環境等の生活環境を保全します。

環境指標	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
PM2.5の環境基準達成率	100%	100%
光化学オキシダント濃度 <sup>注)</sup>	0.078ppm	0.066ppm
BOD <sup>※19</sup> （6河川）の環境基準達成率	62%	100%
汚水処理人口普及率	87.1%	89.4%

注) 各測定局の日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値

※18 PM2.5…大気中に浮遊している2.5μm以下の小さな粒子のこと。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響がある。

※19 BOD…Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。数値が大きいほど水は汚れていることを示す。



### 1 大気・水・土壌環境の保全

#### ア 大気環境の保全

- 大気環境の常時監視を行うとともに、工場・事業場の監視、指導などにより、大気汚染物質の排出削減を促進します。＜重点プロジェクト3、P44参照＞
- 大気環境中の石綿（アスベスト）の常時監視を行うとともに、吹き付けアスベストの使用実態の把握や解体などによる飛散防止策の徹底を指導します。

#### イ 水環境の保全

- 下水道整備や未接続建物の所有者への接続指導のほか、みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進し、芦田川などの公共用水域の水質保全に取り組みます。
- 国や県、民間団体などと連携して、河川などの浄化活動に取り組みます。

【関連計画：福山市上下水道事業中長期ビジョン（経営戦略）】

【関連計画：福山市污水处理施設整備構想】

#### ウ 土壌環境の保全

- 有害物質による土壌汚染の状況を把握し、適正な措置や処理について指導することにより、土壌環境の保全に取り組みます。

### 2 騒音・振動、悪臭対策

#### ア 騒音・振動対策

- 環境騒音や道路交通騒音・振動などを調査するとともに、工場・事業場の監視、指導などにより、騒音・振動環境の改善を促進します。

#### イ 悪臭対策

- 臭気指数規制による工場・事業場の監視・指導や家畜排せつ物の適正な処理の指導などにより、悪臭の発生を防止します。

### 3 化学物質による環境リスクの低減

#### ア ダイオキシン類・VOC<sup>※20</sup>対策

- 工場・事業場の監視、指導などにより、施設の適切な維持管理、排出基準の遵守を徹底します。

#### イ 化学物質の適正管理の推進

- 環境中への化学物質の排出量や移動量を把握するとともに、事業者の化学物質の自主的な管理の改善を促進します。

※20 VOC…Volatile Organic Compounds(揮発性有機化合物)の略で、揮発性を有し、大気中で気体状となる有機化合物の総称。大気中の光化学反応により、光化学オキシダントを引き起こす原因物質の一つとされている。

## 2 快適な住環境の形成



### ●現状と課題

- 国は、6月5日（世界環境デー）を中心とした適当な日を「環境美化行動の日」と定め、環境美化行動の実施を広く呼び掛けています。
- また、2004年（平成16年）に景観緑三法<sup>※21</sup>を定め、都市における緑地の保全・緑化の推進、都市公園の整備を一層推進し、良好な都市環境を形成するほか、都市などにおける良好な景観の形成を図っています。
- 本市では、美しく快適な生活環境の保全と良好な都市環境を形成するため、2022年（令和4年）に「福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例」を施行しました。市内の環境美化を推進するため、一斉清掃の実施や路上喫煙の防止対策、啓発看板の設置などに取り組んでいます。
- 市街地における緑地の保全や緑化の推進、都市公園の整備などにより、みどり豊かなまちづくりを進めるとともに、2011年（平成23年）9月には、「福山市景観条例」、2020年（令和2年）3月には「福山市福山城周辺景観地区条例」を定め、大規模開発行為の制限や啓発活動などにより、良好な景観形成に取り組んでいます。
- 快適な住環境は、都市の魅力を向上させるだけでなく、私たちの快適な暮らしに密接に関係しています。今後は、都市の魅力向上のほか、多様なニーズに対応するため、民間活力を活かした公園の維持管理、良好な都市景観の形成などの取組が求められています。

### ●施策の方向性

環境美化や緑化の推進、良好な都市景観の形成により、快適な住環境を形成します。

環境指標	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
環境美化に対する満足度	32.4%	▶ 42%

※21 景観緑三法…「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の3法の総称。

## 施策の内容

### 1 環境美化の推進

#### ア 一斉清掃の推進

- 全市一斉清掃や道路・河川のボランティア活動の支援、啓発看板の設置などにより、放置されたごみが少ないまちづくりを推進します。

#### イ 違法駐輪対策

- 道路上の違法駐輪に対する指導や公設の駐輪場への案内を強化します。

【関連計画：福山市自転車活用推進計画】

#### ウ 路上喫煙の防止対策

- たばこの吸い殻のポイ捨てや受動喫煙、火傷につながるおそれのある路上喫煙の防止を推進します。

### 2 都市景観の形成

#### ア 景観の保全

- 景観に大きな影響を与える可能性のある大規模行為について、良好な景観を形成するよう誘導、啓発します。

【関連計画：福山市景観計画】

#### イ 空家等の適正管理の促進

- 空家等の適正管理を促すとともに、空家等の発生の予防・抑制に取り組みます。

【関連計画：第2期福山市空家等対策計画】

### 3 緑地の保全・緑化の推進・都市公園の整備等

#### ア 緑地の保全・緑化の推進

- 市街地における緑地の保全や緑化の推進などにより、みどり豊かなまちづくりを進めるとともに、大規模開発行為の制限や啓発活動などにより、良好な景観形成に取り組みます。

#### イ 都市公園の整備等

- 都市の魅力向上のほか、多様なニーズに対応するため、民間活力を活かした公園の維持管理、良好な都市景観の形成などに取り組みます。

【関連計画：みどりの計画（福山市緑の基本計画）】

## 基本目標 4 自然共生社会の構築

### 1 生物多様性の保全



#### ●現状と課題

- 2022年（令和4年）12月に、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「30by30」など新たな生物多様性に関する世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。
- 2023年（令和5年）3月に、新たな生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画となる「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。
- 「レッドデータブックひろしま2021」によると、本市には、247種の絶滅のおそれのある野生生物が確認されています。そのうち、魚類のスイゲンゼニタナゴについては、2014年度（平成26年度）に地域住民、地域の各種団体、有識者などで構成される「芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会」が設立され、生息状況調査や系統保存の実施、イベント等での周知啓発などに取り組んできました。
- 在来の生物を食べたり、すみかや食べ物を奪ったりして、生態系を脅かしている侵略的な外来生物が確認されており、生物多様性を保全する上で、大きな問題となっています。
- 本市では、ヌートリアやアライグマのほか、オオクチバス（通称：ブラックバス）、ブルーギル、オオキンケイギクなどの外来生物が確認されており、有害鳥獣については、計画的に防除活動を行っています。
- 今後、市民の生物への関心を高めるとともに、外来生物を増やさないため、正しい知識を普及させる必要があります。

#### ●施策の方向性

生物多様性への関心を高めるとともに、希少野生動植物の保護活動や外来生物対策を行います。

環境指標	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
生物多様性の保全に関心を持っている人の割合	21.2%	31%

### 1 希少野生動植物の保護

#### ア 希少野生動植物の保護

- 生物への関心を高めるため、積極的に情報発信を行います。
- 希少野生動植物の生息状況の把握に努め、希少野生動植物の持続的かつ計画的な保護活動に取り組みます。＜重点プロジェクト4，P46参照＞

#### イ 生物生息環境の保全

- 自然の特性を活かした河川整備を行い、生物の良好な生息環境づくりに取り組みます。

### 2 外来生物対策

- 関係機関と連携し、外来生物に関する情報発信を行うとともに、ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの活用により、正しい知識を普及啓発します。
- 外来生物の実態を把握するほか、必要に応じて防除を行うことで、新たな外来生物の定着を防止します。

## 2 里山・里地・里海の保全



### ●現状と課題

- 里山里地は、適正に管理することによって特有の環境が形成・維持され、多くの野生生物を育む場となっています。しかし、森林・農地の利用の低下や農林水産業の担い手の減少などにより、里山里地における活動が縮小し、生物の生息域の消滅や生物種の減少、水源涵養機能の低下が進んでいます。
- 鞆の浦や備讃瀬戸地域が含まれる瀬戸内海は、1934年（昭和9年）にその多島海景観の美しさが評価され、日本で最初の国立公園のひとつである「瀬戸内海国立公園」に指定され、その景観の保全が求められています。
- 1973年（昭和48年）に施行された「瀬戸内海環境保全特別措置法」などにより、水質改善などの成果が見られるものの、依然として生物の多様性や生産性の確保に課題が残っています。2021年（令和3年）には法改正が行われ、「気候変動」の観点の基本理念に加えられたほか、新しい時代にふさわしい「里海」づくりを総合的に推進する考え方が明確にされました。
- 本市では、里山里地の保全活動や耕作放棄地対策、漁協などと連携した海ごみの清掃活動などのほか、栄養塩類の適正管理に取り組んでいます。
- 今後は、農林水産業の担い手を育成するとともに、里山・里地・里海を守る活動を継続することで、私たちの暮らしを支える森・里・川・海のつながりを確保することが重要です。

### ●施策の方向性

農林水産業の担い手を育成するとともに、里山・里地・里海の保全活動を推進します。

環境指標	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
里山里地地域指定数	8地域	9地域
森林整備面積	9.46ha/年	20ha/年 <sup>注)</sup>

注) 福山市農林水産振興ビジョンの数値目標

## 1 里山・里地の保全

### ア 農地の有効利用の促進

- 農業の担い手を育成するとともに、農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消などにより、農地などの利用の最適化の推進に取り組みます。

### イ 里山の保全

- 里山里地の再生・保全活動について、地域で自立して継続的に実施できるよう支援します。  
<重点プロジェクト4，P46参照>

【関連計画：福山市農林水産振興ビジョン】

### ウ 自然と触れ合う機会の充実

- 森林公園などの自然と触れ合う場を維持するとともに、自然観察会や野鳥観察会を開催するなど、自然と触れ合う機会の充実に取り組みます。

## 2 里海の保全

### ア 栄養塩類の適切な管理

- 貧栄養化の改善に向けて、下水道処理施設やし尿処理施設において、栄養塩管理運転の試験的運用に取り組むなど、海域の栄養塩類の適切な管理に取り組みます。

### イ 海ごみ対策の推進

- 関係機関と連携し、海浜清掃や海底耕うん（清掃）、漂流ごみの回収などに取り組みます。

【関連計画：福山市農林水産振興ビジョン】

### ウ 藻場等の海洋生態系の維持・拡大

- 藻場等の海洋生態系を活用した新たな温室効果ガス吸収源対策の検討を行うとともに、それらの生態系の維持・拡大に向けた取組を推進します。

<重点プロジェクト1，P40参照> <重点プロジェクト4，P46参照>

1 環境学習・環境教育、環境啓発の推進



●現状と課題

- 2019年（令和元年）の第74回国連総会で、2020年（令和2年）から2030年（令和12年）を対象とする新しい枠組み「持続可能な開発のための教育：SDGs 実現に向けて（ESD for 2030）」が承認されました。本枠組みでは、ESD<sup>※22</sup>がSDGsの17のゴール全ての実現に貢献することを通じて、より公正で持続可能な世界の構築をめざすことを目的としています。
- 豊かな自然環境を守り、将来に引き継いでいくためには、私たち一人一人が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。特に次世代を担う子どもたちへの環境教育は重要です。
- 本市では、環境保全講演会や環境出前講座のほか、小・中学校での環境学習応援プロジェクト支援、環境教育副読本の作成などに取り組んでいます。また、自治会（町内会）を対象にした環境関連施設見学、環境イベントの開催、ホームページ等による情報発信など、年間を通じて環境啓発を行っています。
- これまでの取組により、市内の小・中学校においては、毎年、学校単位での環境活動が全国レベルで評価されるなど、子どもたちの環境配慮活動が定着しつつあります。
- 様々な機会を通じて、更に環境問題への関心を高め、環境にやさしいライフスタイルの定着を促す必要があります。

●施策の方向性

環境問題への関心を高めるとともに、環境にやさしいライフスタイルの定着を促します。

環境指標	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
環境問題に関心を持っている人の割合	(市民) 91% (小学生) 84%	(市民) 95% (小学生) 90%
環境講座参加者数	5,486人/年	10,600人/年

※22 ESD (Education for Sustainable Development) …我が国が提唱した考え方であり、ユネスコを主導機関として国際的に推進している。日常生活の中で私たちが隣り合わせている課題を地球規模課題の解決と結び付けて考え、それらを解決するための行動変容をもたらす教育であり、持続可能な社会を実現するために必要な資質・能力を培う教育のこと。



### 1 環境学習・環境教育の推進

- 環境出前講座や環境関連講座などの実施に当たっては、動画配信などを活用することで、環境学習や体験学習の支援を行います。＜重点プロジェクト5，P48参照＞
- 環境学習に積極的に取り組む小・中学校を支援するとともに、体験学習や環境関連施設見学を実施します。＜重点プロジェクト5，P48参照＞

【関連計画：第三次福山市教育振興基本計画】

### 2 環境啓発の推進

#### ア 体験講座の充実

- 脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会の構築に向けた学習をしながら、体験型の講座を実施します。
- 生き物調査やリサイクル体験などの環境体験講座を充実するほか、環境観光を推進します。

#### イ 環境情報の発信

- ホームページや広報紙，SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し，環境にやさしいライフスタイルの定着を促す環境情報等の発信を行います。

#### ウ 環境イベントなどでの啓発

- 環境イベントを開催するほか，その他イベントなどと連携した啓発活動を行うことで，環境問題への関心を高めます。

## 2 環境コミュニケーションの推進



### ●現状と課題

- 環境問題には、市民、事業者、行政といった立場の違いなどにより、多様な利害関係が存在します。環境負荷や環境保全活動などに関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者間の情報共有や討議などにより、お互いの理解と納得を深める手法である環境コミュニケーションを実施することが望ましいとされています。
- 環境意識の向上やパートナーシップを形成するため、市民や事業者などと定期的に意見交換を行うなど、環境コミュニケーションを推進する必要があります。

### ●施策の方向性

市民、事業者などとの環境コミュニケーションを推進し、パートナーシップの形成に取り組みます。

環境指標	現状 (2022年度)	目標 (2028年度)
環境意見交換会の開催回数	5回/年	5回/年
公害苦情件数	315件/年 (2018～2022年度の平均値)	285件/年 (2024～2028年度の平均値)

## 施策の内容

### 1 環境コミュニケーションの推進

#### ア 定期的な意見交換

- 環境問題や環境リスクなどについて、市民や市民団体、事業者などと定期的に意見交換を行います。＜重点プロジェクト3，P44参照＞＜重点プロジェクト5，P48参照＞

#### イ 公害苦情に係る相互理解の促進

- 公害苦情案件などについて、利害関係者間で情報共有を行うなど、相互理解を深めます。

#### ウ 環境に配慮した事業者に係る情報発信の強化

- 環境対策の取組について、市民や市民団体、事業者などと情報共有を行うとともに、優れた取組などの情報発信を行います。＜重点プロジェクト5，P48参照＞

### 第3節 重点プロジェクト

本市が重点的に取り組む施策として、5つの重点プロジェクトを設定しました。

重点プロジェクトの設定に当たっては、施策の優先度のほか、環境問題だけでなく、経済、健康、防災などの社会的課題も同時に解決をめざす施策を位置付けています。

**1**  
ゼロカーボンシティ  
推進プロジェクト

**2**  
将来を見据えた  
ごみの適正処理  
推進プロジェクト

**3**  
大気汚染対策強化  
プロジェクト

**4**  
自然と共生する  
豊かな社会実現  
プロジェクト

**5**  
環境パートナー  
シップ推進  
プロジェクト

重点プロジェクトの環境分野以外で期待される便益（ベネフィット）

プロジェクト名	経済	健康	教育	防災
ゼロカーボンシティ推進プロジェクト	●	●		●
将来を見据えたごみの適正処理推進プロジェクト	●			●
大気汚染対策強化プロジェクト	●	●		
自然と共生する豊かな社会実現プロジェクト	●			●
環境パートナーシップ推進プロジェクト			●	

# ゼロカーボンシティ 推進プロジェクト



## 1 概要

- 近年、持続可能な未来をめざし、温室効果ガスの排出を大幅に削減又はゼロにするための取組が進められています。
- 本市は、脱炭素社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が一体となって、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。
- 脱炭素社会の実現のために、引き続き、自転車活用を推進するほか、太陽エネルギーの利用促進やカーボンニュートラルポートの形成を促進します。

## 2 事業の内容

事業	事業の内容
● 太陽エネルギーの利用促進 (基本目標1 脱炭素社会の構築)	・ 太陽光発電システムのほか、蓄電池を設置することにより、災害時のレジリエンス強化や住宅等におけるエネルギーの自家消費を促進します。
● 公共交通機関の利用促進 (基本目標1 脱炭素社会の構築)	・ 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築や、公共交通の利便性の向上に取り組むなど、バスや鉄道等の地域公共交通の利用を促進します。
● 自転車活用の推進 (基本目標1 脱炭素社会の構築)	・ 自転車通行空間や自転車駐車場等の環境整備などにより、自転車の活用を推進します。
● カーボンニュートラルポートの形成促進 (基本目標1 脱炭素社会の構築)	・ 福山港におけるカーボンニュートラルポートの形成を促進します。
● ブルーカーボンの創出促進 (基本目標1 脱炭素社会の構築) (基本目標4 自然共生社会の構築)	・ 藻場等の海洋生態系を活用した新たな温室効果ガス吸収源対策の検討を行うとともに、それらの生態系の維持・拡大に向けた取組を推進します。

### 3 スケジュール

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
太陽エネルギーの利用促進	→				
公共交通機関の利用促進	→				
自転車活用の推進	→				
カーボンニュートラルポートの形成促進	→				
ブルーカーボンの創出促進	→				

# 将来を見据えた ごみの適正処理推進 プロジェクト



## 1 概要

- 本市では、焼却施設の老朽化やRDF（ごみ固形燃料）の供給先である福山リサイクル発電事業が2023年度（令和5年度）に終了することから、2024年度（令和6年度）に新たなごみ処理施設「ふくやま環境美化センター」の供用を開始します。
- ふくやま環境美化センターを活用し、エネルギーの有効利用に向けた取組を行います。
- 海洋プラスチック問題に対応するため、プラスチックごみ対策を強化します。
- 超高齢社会等に対応し、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせるよう、ごみ処理体制を構築し、適正処理を推進します。

## 2 事業の内容

事業	事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生可能エネルギーの地産地消の推進 (基本目標1 脱炭素社会の構築)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふくやま環境美化センターで発生する熱エネルギーを有効利用します。</li> <li>・福山未来エナジー(株)と連携してエネルギーの地産地消を推進し、温室効果ガスとコストの削減に取り組みます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●プラスチックごみ対策の強化 (基本目標2 循環型社会の構築)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチックごみの削減に向けて、経済性と環境負荷のバランスのとれた持続可能な方針を決定し、排出抑制と再生利用の強化に取り組みます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●超高齢社会等に対応したごみ処理体制の推進 (基本目標2 循環型社会の構築)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がいのある方をはじめ、誰もがごみのことで困ることなく安心して暮らすことのできるごみの処理体制を構築・運用します。</li> </ul>

### 3 スケジュール

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
再生可能エネルギーの 地産地消の推進	→				
プラスチックごみ対策の 強化	調査・方針	対策の強化	→		
超高齢社会等に対応した ごみ処理体制の推進	モデル事業	検証	見直し	→	

# 大気汚染対策強化プロジェクト



## 1 概要

- 大気汚染は、主に工場・事業場からのばい煙や自動車からの排出ガスが原因となっています。
- 本市では、市内8か所において、大気汚染物質の常時監視を行っています。硫黄酸化物や窒素酸化物などは改善傾向が見られますが、光化学オキシダントは環境基準を満たしていません。
- 更なる大気環境の改善に向けて、排ガス対策や環境コミュニケーションを促進します。

## 2 事業の内容

事業	事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排ガス対策の促進 (基本目標3 地域環境の保全)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場・事業場の設備改修時における公害防止装置の設置や立入指導などにより、設備の適切な維持管理を指導します。</li> <li>・公共交通機関の利用促進や次世代自動車の普及促進など、移動発生源からの汚染物質削減に取り組みます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境コミュニケーションの促進 (基本目標5 持続可能な社会を担う人づくり)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と事業者の相互理解を深めるため、定期的な意見交換を促進します。</li> </ul>



### 3 スケジュール

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
排ガス対策の促進	→				
環境コミュニケーションの促進	→				

# 自然と共生する 豊かな社会実現 プロジェクト



## 1 概要

- 身近な自然を大切にすることで、人々が自然と接する場所や時を増やすことができ、その結果、人と自然の間の深いつながりが生まれ、私たちの心に潤いと安らぎをもたらすとされています。
- 本市においても、自然との共生に配慮し、環境負荷の少ない社会を構築し、魅力的で快適な環境の実現をめざす必要があります。
- 自然共生社会実現のために、ブルーカーボンに向けた事業を促進するとともに、生物多様性や森林整備等を推進します。

## 2 事業の内容

事業	事業の内容
● バイオマス事業の促進 (基本目標 1 脱炭素社会の構築)	・ バイオマスによる未利用エネルギーの有効利用等の方向性について検討します。
● ブルーカーボンの創出促進 (再掲) (基本目標 1 脱炭素社会の構築) (基本目標 4 自然共生社会の構築)	・ 藻場等の海洋生態系を活用した新たな温室効果ガス吸収源対策の検討を行うとともに、それらの生態系の維持・拡大に向けた取組を推進します。
● 生物多様性保全推進事業 (基本目標 4 自然共生社会の構築)	・ 生物多様性基本法に基づき、努力義務に位置付けられている生物多様性地域戦略の策定に向けて検討します。 ・ 地域における生物多様性を保全・再生するために、その他の個別事業と連動した取組を進めます。
● 森林整備事業 (基本目標 4 自然共生社会の構築)	・ 森林整備の促進により、水源涵養や災害に強い機能の発揮、温室効果ガスの吸収による地球温暖化防止に取り組みます。

### 3 スケジュール

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
バイオマス事業の促進	→				
ブルーカーボンの創出 促進（再掲）	→				
生物多様性保全推進事業	→				
森林整備事業	→				

# 環境パートナーシップ推進プロジェクト



## 1 概要

- 本市では、市民や事業者、小・中学生などを対象にした出前講座のほか、学校で行う環境保全活動の支援などを行っています。
- 出前講座の受講者をはじめ、公衆衛生推進委員、学校などが、地域で率先して環境保全活動を行っていますが、個々の取組にとどまっているため、団体間の情報交換や相互連携、人材交流などによる更なる活動の活性化が必要です。
- 地域で環境問題に携わる人材を育成するほか、市内を活動拠点とする市民団体などと定期的に意見交換を行うなど、パートナーシップの推進に取り組みます。

## 2 事業の内容

事業	事業の内容
● 学習拠点の充実 (基本目標 1 脱炭素社会の構築)	・ 福山市リサイクルプラザを、福山市次世代エネルギーパークのビジターセンターとし、持続可能な社会について理解を深めることができる学習拠点として活用します。
● 環境学習の支援 (基本目標 5 持続可能な社会を担う人づくり)	・ 環境学習に活用できる動画を配信することで、環境学習や体験学習を支援します。
● 定期的な意見交換会 (基本目標 5 持続可能な社会を担う人づくり)	・ 環境問題の現状や活動内容などについて、市民や市民団体、事業者などと定期的に意見交換を行います。
● グリーンなものづくり企業 プラットフォーム事業 (基本目標 5 持続可能な社会を担う人づくり)	・ プラットフォームを構築し、環境対策に取り組む事業者による情報交換や交流、共同研究などの実践を行います。

### 3 スケジュール

事業名	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
学習拠点の充実	→				
環境学習の支援	→				
定期的な意見交換会	→				
グリーンなものづくり企業プラットフォーム事業	→				

## 第4節 地域の特徴に応じた個別施策の展開

第2節で示した基本施策に沿って、地域ごとに重点的に取り組む施策は、次のとおりです。

市街地で重点的に取り組む施策	<b>自転車利用の促進</b> 脱炭素型のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車通行空間や自転車駐車場などの環境整備のほか、観光地でのレンタサイクルの充実などにより、自転車利用を促進します。</li> </ul>
	<b>環境にやさしい事業活動の定着</b> 温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境負荷の少ない事業活動を促進します。</li> </ul>
	<b>都市景観の形成</b> 快適な住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 景観に大きな影響を与える可能性のある大規模行為について、良好な景観を形成するよう誘導、啓発します。</li> </ul>
	<b>緑地の保全・緑化の推進</b> 快適な住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民、団体など民間活力を活かした公園の維持管理や利活用に取り組みます。</li> </ul>
	<b>水害・土砂災害対策</b> 気候変動による影響への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川・水路改修や排水機整備により、豪雨による浸水被害の軽減に取り組みます。</li> <li>● 急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備により、土砂災害の未然防止に取り組みます。</li> </ul>
	<b>水環境の保全</b> 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道整備や未接続建物の所有者への接続指導のほか、みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進し、公共用水域の水質保全に取り組みます。</li> </ul>
沿岸部で重点的に取り組む施策	<b>自転車利用の促進</b> 脱炭素型のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車通行空間や自転車駐車場などの環境整備のほか、観光地でのレンタサイクルの充実などにより、自転車利用を促進します。</li> </ul>
	<b>水環境の保全</b> 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道整備や未接続建物の所有者への接続指導のほか、みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進し、公共用水域の水質保全に取り組みます。</li> </ul>
	<b>不法投棄対策</b> 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 監視カメラや啓発看板などの設置のほか、関係機関と連携して、車両などによる監視活動を行います。</li> </ul>
	<b>里海の保全</b> 里山・里地・里海の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道処理施設やし尿処理施設における栄養塩管理運転の試験的運用など、海域の栄養塩類の適切な管理に取り組みます。</li> </ul>





国土地理院発行の全国最新写真(シームレス)を加工し作成

### 森林の適正管理

脱炭素型のまちづくりの推進

- 環境貢献林整備や里山林整備などにより森林の適正管理を行い、温室効果ガスの吸収源や水源涵養などの機能を維持します。

### 水害・土砂災害対策

気候変動による影響への適応

- 河川・水路改修や排水機整備により、豪雨による浸水被害の軽減に取り組めます。
- 急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備により、土砂災害の未然防止に取り組めます。

### 不法投棄対策

廃棄物の適正処理

- 監視カメラや啓発看板などの設置のほか、関係機関と連携して、車両などによる監視活動を行います。

### 水環境の保全

生活環境の保全

- 下水道整備や未接続建物の所有者への接続指導のほか、みなし浄化槽から浄化槽への転換を促進し、公共用水域の水質保全に取り組めます。

### 里山・里地の保全

里山・里地・里海の保全

- 里山里地の再生・保全活動について、地域で自立して継続的に実施できるよう支援します。

山間部で重点的に取り組む施策

### 環境にやさしい事業活動の定着

温室効果ガスの排出抑制

- 環境負荷の少ない事業活動を促進します。

### 最終処分場の運用

廃棄物処理体制の運用

- ごみの減量化やリサイクル率向上の取組のほか、焼却残さの再資源化を進めるなど、最終処分場の延命化に取り組めます。

### 大気環境の保全

生活環境の保全

- 大気環境の常時監視を行うとともに、工場・事業場の監視、指導などにより、大気汚染物質の排出削減を促進します。

### 化学物質による環境リスクの低減

生活環境の保全

- 工場・事業場の監視、指導などにより、施設の適切な維持管理、排出基準の遵守を徹底します。
- 環境中への化学物質の排出量や移動量を把握するとともに、事業者の化学物質の自主的な管理の改善を促進します。

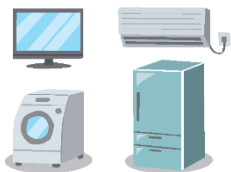
工業地帯で重点的に取り組む施策

# 第4章 市民・事業者に求められる取組

基本目標  
1

## 脱炭素社会の構築(気候変動対策)

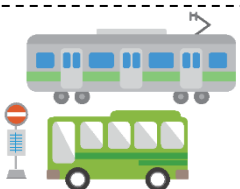
### 市民に求められる取組



家電などを買替えるときには、省エネルギー性能の高い製品に買い替えましょう。



LED照明や高効率給湯器、高断熱化などにより、住宅の省エネルギー化を進めるとともに、太陽光発電システムや蓄電池、HEMS<sup>※23</sup>を導入し、住宅のZEH化を進めましょう。



通勤や通学などは、電車やバスなどの公共交通機関を積極的に利用しましょう。



宅配ボックスを利用するなど、宅配便の再配達を防ぎましょう。



駐車時のアイドリングストップや、急発進・急加速をしないなど、エコドライブを心がけましょう。



ハイブリッド自動車やクリーンディーゼル自動車などの次世代自動車を導入しましょう。

### 事業者求められる取組



クールビズやエコドライブ、環境認証規格(EMS)の取得など、環境負荷の少ない事業活動を行いましょう。



LED照明や高効率空調、高断熱化により建築物の省エネルギー化を進めるとともに、太陽光発電システムやBEMS、蓄電池を導入し、ZEBを実現しましょう。



省エネ性能の高い製品や技術の開発に努めましょう。



省エネプロセス技術や新製造技術などを導入しましょう。



トラック輸送の効率化や共同輸配送、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトを行いましょう。



ハイブリッド自動車やクリーンディーゼル自動車などの次世代自動車を導入しましょう。

※23 HEMS(ヘムス)…Home Energy Management System(ホームエネルギーマネジメントシステム)の略。家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。



市民に求められる取組



マイバッグを利用するなどして、ごみを減らす工夫をしましょう。



食材の使いきりや食べきりにより、食品ロスを削減しましょう。



生ごみを捨てる際は、水切りを行いましょ。



フリーマーケットやリユースショップを利用したり、壊れたものは修理するなど、使えるものは長く使いましょ。



ごみの出し方のルールを守りましょ。



ペットボトル飲料はなるべく買わず、マイボトルの使用を心掛いましょ。

事業者求められる取組



廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物のリサイクルに積極的に取り組みましょ。

賞味期限

食べきりメニューの設定や賞味期限の月表示、フードドライブへの協力などにより、食品ロスを減らしましょ。



リサイクルや廃棄物の処理がしやすい製品を開発しましょ。



廃棄物を適正に処理しましょ。



紙の裏面利用や両面印刷を心掛け、使用枚数を減らしましょ。

市民に求められる取組



台所の排水に配慮するほか、みなし浄化槽から浄化槽に転換するなど、生活排水による水の汚れを減らしましょ。



生活騒音の発生による周囲への影響に配慮しましょ。



庭やベランダに花や木を植えるなど、緑を増やしましょ。

事業者求められる取組



環境法令を遵守し、大気環境や水環境の保全に努めましょ。



騒音や振動を伴う作業を行うときは、周囲の生活環境に配慮しましょ。



化学物質を適正に管理し、環境への排出量の削減に努めましょ。



壁面緑化や屋上緑化、生垣設置などの事業所敷地内の緑化を推進しましょ。

## 自然共生社会の構築

### 市民に求められる取組



自然公園などを訪れ、積極的に自然と触れ合しましょう。



外来生物や自然保護に関する正しい知識を身につけましょう。



環境ラベルなどが付いた環境負荷の少ない商品を選んで買しましょう。

### 事業者求められる取組



自然環境に配慮した事業活動や土地利用を行いましょう。



農薬の適正な使用に努めましょう。



環境ラベルなどが付いた環境負荷の少ない商品を選んで買しましょう。



緑化基金などの緑化に関する基金や募金などへの支援を行いましょう。

## 持続可能な社会を担う人づくり

### 市民に求められる取組



環境問題に関心を持ち、環境にやさしいライフスタイルを身につけましょう。



環境学習会や環境イベントなどへ積極的に参加しましょう。



地域で実践される環境保全活動に積極的に参加しましょう。

### 事業者求められる取組



ホームページや事業所見学など通じて、自社の環境配慮に関する情報を発信しましょう。



環境をテーマとした社内研修を実施しましょう。



地域で実践される環境保全活動に積極的に参加しましょう。

# 第5章 計画の推進

## 第1節 推進体制

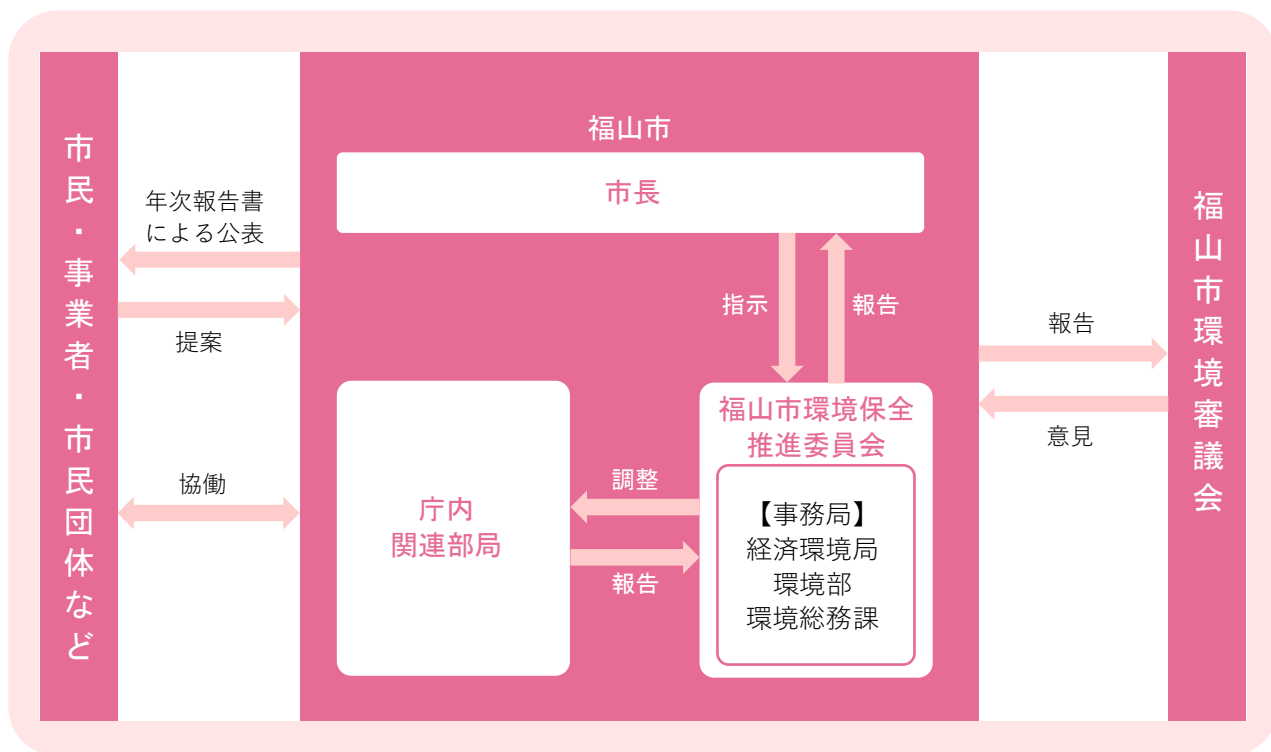
本計画に掲げる施策・事業を総合的かつ計画的に推進するに当たって、次のとおり推進体制を構築します。

### 1 全市的な推進体制

学識経験者などで構成された「福山市環境審議会」等に進捗状況を報告し、進行管理に関する意見・提言をいただくとともに、年次報告書を作成し、施策の進捗状況を公表します。

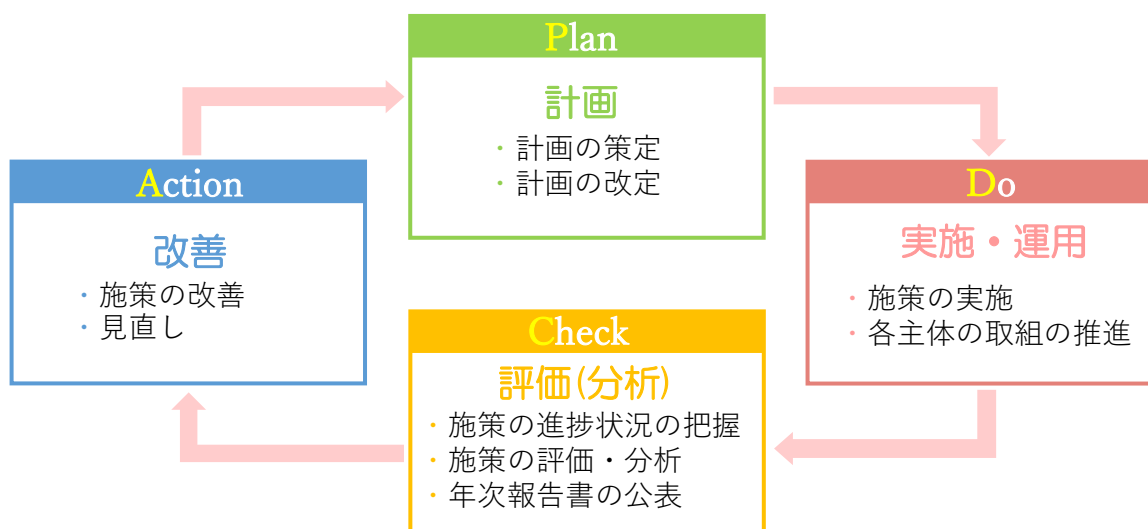
### 2 庁内の推進体制

庁内関係部局で構成する「福山市環境保全推進委員会」において、施策の進捗状況の点検などを行います。



## 第2節 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、施策の進捗状況などについて、計画（Plan）、実施・運用（Do）、評価（Check）、改善（Action）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行います。



## 第3節 多様な主体との連携

これまで取り組んできた協働の取組を更に深めるとともに、都市間連携や産学金官民など多様な主体との連携により、それぞれの得意分野・専門分野を活かし、環境課題により一層、効率的・効果的に取り組みます。

### ■ 広域連携

全国的に急速な人口減少や少子化・高齢化が進行する中、単独の自治体で全ての行政サービスを担うことが困難になると予想されるため、自治体間の連携を強化することで、住民サービスを維持し、課題解決に取り組めます。

### ■ 国・県や産学金官民との連携

民間活力の導入を進めることにより、市民サービスをより効率的・効果的に提供します。また、国や県との連携のほか、大学や企業、金融機関などと連携した施策の展開に取り組めます。

## 第4節 計画の見直し

本計画は、本市を取り巻く環境や社会状況の変化、施策の進捗状況を踏まえて、5年ごとに部分見直しを行います。

また、福山みらい創造ビジョンの見直し状況や温室効果ガス排出量の中期目標年度である2030年度（令和12年度）の状況などを踏まえて、第三次計画の策定を行います。